

事業概略書

事 業 名	医療観察法対象者に対する差別の解消及び偏見を除去するためのプログラムの作成
事 業 目 的	医療観察法は、法対象者に適切な医療を継続的に確保することにより、その病状の改善と同様の行為の再発の防止を図り、社会復帰を促進させることを目的としている。しかし、法対象者は、精神障害に加えて、重大な他害行為を行った障害者であることから、障害福祉サービス事業者の受け入れが進まない状況にある。法対象者の最終目的である、社会復帰を促進させるためには、地域（障害福祉サービス事業者等）の法対象者に対する差別の解消や偏見を除去するための働きかけが必要である。本事業の目的は、そのために有効なプログラムを作成することである。
事 業 概 要	<p>①シンポジウムの開催（医療観察制度説明、指定通院医療機関や地域の障害福祉サービス事業所等の関係機関、対象者家族、対象者からの情報提供）。開催地は、高知市（小都市）、札幌市（中都市）、東京都（大都市）の3か所。</p> <p>②事業協力者8名（就労系4名、住居系4名）に対して、指定入院医療機関（花巻病院）の見学、ワークショップ（2回）を行い、フォーカスグループインタビューを実施した。</p> <p>③シンポジウム参加者及び事業協力者にアンケート調査を実施した。</p> <p>④アンケート調査とインタビューの結果を分析・考察し、その内容を踏まえ、医療観察法対象者の差別解消と偏見除去のためのプログラムを作成した。</p>
事業実施結果及び効果	アンケート調査及びフォーカスグループインタビューを分析した結果、法対象者の差別解消と偏見除去のためには、①正しい知識（情報）の提供、②「見て、体験し、考える」場の提供、③地域における協力者（キーパーソン）の育成、④継続したフォローアップが重要であることが明らかとなった。これらの結果を反映した現実的・具体的な活動が各地で展開できるよう、プログラムは都道府県及び政令指定都市の主管課、全国の保護観察所に送付した。また、今回の事業そのものが、医療観察法対象者への差別解消及び偏見除去に貢献した。
事 業 主 体	<p>郵便番号：061-0293</p> <p>所 在 地：北海道石狩郡当別町金沢1757</p> <p>法 人 名：学校法人東日本学園（北海道医療大学）</p> <p>電話番号/E-MAIL：0133-23-1211/s-sato@hoku-iryo-u.ac.jp</p>

(注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ250字程度で簡潔に記入すること。